

青森県報

第四千二百六十四号

平成二十九年
二月二十日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………	(同) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) …… 四
右 同……………	(同) …… 五
右 同……………	(同) …… 五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 六
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 七
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に	

よる指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 七

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出…………… (同) …… 八

右 同…………… (同) …… 八

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 八

右 同…………… (同) …… 九

右 同…………… (同) …… 九

保安林の指定予定…………… (林政課) …… 一〇

保安林の指定実施要件の変更…………… (同) …… 一〇

右 同…………… (同) …… 一〇

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一一

証紙売りさばき人の指定…………… (会計管理課) …… 一一

告 示

青森県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日	
名	称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名	称	所在地	年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 サッポロ ビビンバ	株式会社 佐々木 ケア	株式会社 うら	株式会社 あ	合同会社 ウル	合同会社 オ	株式会社 ンライム	株式会社 サ	合同会社 ウル	合同会社 オ	株式会社 友薬品	株式会社 社民
つがる市 瀬垣山 の九の 一初	つがる市 瀬垣山 の九の 一初	青森市 二丁目 〇六の 幸畑	青森市 二丁目 〇六の 幸畑	八戸市 根十の 九の九	八戸市 根十の 九の九	八戸市 二丁目 冷水	八戸市 二丁目 冷水	八戸市 根十の 九の九	八戸市 根十の 九の九	弘前市 一扇の 六丁目	弘前市 一扇の 六丁目
生活型 介護共 同対	生活型 介護共 同対	"	"	"	"	訪問 介護	訪問 介護	訪問 看護	訪問 看護	居宅 療養 管理 指導	居宅 療養 管理 指導
グループ がき	グループ 木	ヘルパ あうら ハ	ヘルパ 長苗代 ハ	ヘルパ ふくろ ウ	ヘルパ 三階 誠会	ヘルパ ポリス ハ	ヘルパ ポリス ハ	訪問 看護 ン	訪問 看護 ン	川原 店五 所	川原 店五 所
瀬垣山 の九の 一初	つがる市 瀬垣山 の九の 一初	八戸市 木三の 一	八戸市 長苗代 の元	八戸市 の五二 の二五	八戸市 館一階 誠会	八戸市 二丁目 冷水	八戸市 二丁目 冷水	八戸市 の五二 の二五	八戸市 の五二 の二五	五所川 原市 二丁目	五所川 原市 二丁目
三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一	三〇 一

変更後	変更前	区分	
友薬品 株式会社 社民	友薬品 株式会社 社民	名	介護予 防事業 者
一扇の 六丁目	一扇の 六丁目	主たる 所在地	事業所
居宅 療養 管理 指導	居宅 療養 管理 指導	種類	事業所
川原 店五 所	川原 店五 所	名	事業所
二四	二四	所在地	事業所
三〇 一	三〇 一	年月 日更	

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十九年二月二十日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第九十六号

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 い	有限会社 あい	"	"
一舞舞 一戸舞 四町舞 二字舞 の北	西津 沢町舞 軽郡舞 大字舞 の北	"	"
訪問 介護	訪問 介護	介護予 防事業 者	事業所
タケ ア あ い セン	タケ ア あ い セン	グループ がき	グループ 木
一舞舞 一戸舞 四町舞 二字舞 の北	西津 沢町舞 軽郡舞 大字舞 の北	"	"
三〇 一	三〇 一	"	"

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		株式会社 佐々木 セイブ ア	株式会社 うら	合同会社 ウル	合同会社 ウル	株式会社 ン ライム	株式会社 ン ライム	合同会社 オ	合同会社 オ	合同会社 オ	合同会社 オ
"		つがる市 垣町 瀬山 の 一	青森市 二丁目 〇六 の	八戸市 根一 九の 九	八戸市 根一 九の 九	八戸市 二丁目 の 一	八戸市 二丁目 の 一	八戸市 根一 九の 九	八戸市 根一 九の 九	八戸市 根一 九の 九	八戸市 根一 九の 九
介護 訪問 支援 所	介護 訪問 支援 所	介護 訪問 支援 所	介護 訪問 支援 所	"	"	介護 訪問 支援 所	介護 訪問 支援 所	介護 訪問 支援 所	介護 訪問 支援 所	介護 訪問 支援 所	介護 訪問 支援 所
グループ ホーム がき いな	グループ ホーム がき いな	グループ ホーム がき いな	グループ ホーム がき いな	ヘルパ ーシ ョ ン	ヘルパ ーシ ョ ン	ヘルパ ーシ ョ ン	ヘルパ ーシ ョ ン	ヘルパ ーシ ョ ン	ヘルパ ーシ ョ ン	ヘルパ ーシ ョ ン	ヘルパ ーシ ョ ン
"		つがる市 垣町 瀬山 の 一	八戸市 長苗 代 の 一	八戸市 五丁目 二五 の 二	八戸市 五丁目 二五 の 二	八戸市 二丁目 の 一	八戸市 二丁目 の 一	八戸市 吹上 館一 階 の 一	八戸市 吹上 館一 階 の 一	八戸市 吹上 館一 階 の 一	八戸市 吹上 館一 階 の 一
"		三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社 ン ライム	株式会社 オ	株式会社 オ	株式会社 オ	名称
八戸市 向一 字 冷水 二 の 田	八戸市 居林 字 雷 一 三 中	八戸市 居林 字 雷 一 三 中	八戸市 居林 字 雷 一 三 中	主たる 所在地
居宅 介護 事業 所 ポ ラ リ	居宅 介護 事業 所 ポ ラ リ	居宅 介護 事業 所 ポ ラ リ	居宅 介護 事業 所 ポ ラ リ	名称
八戸市 向一 字 冷水 二 の 田	八戸市 居林 字 雷 一 三 中	八戸市 居林 字 雷 一 三 中	八戸市 居林 字 雷 一 三 中	所在地
三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	三六 二〇 一	変更 年月 日

青森県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
株式会社 あ い	株式会社 あ い
西津軽 郡 舞 戸 町 北 の 一	西津軽 郡 舞 戸 町 北 の 一
訪問 介護 予 防	訪問 介護 予 防
タ ー ア セ ン	タ ー ア セ ン
西津軽 郡 舞 戸 町 北 の 一	西津軽 郡 舞 戸 町 北 の 一
三六 二〇 一	三六 二〇 一

変更前	株式会社あ つら	青森市幸畑二 丁目六の一〇	居宅介護支援 センター長 苗代	八戸市大字長 苗代字元木一 三の一	二六・八一
変更後			居宅介護支援 センターあつ ら八戸		

青森県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	休 月 日 止
	所 在 地	平川市柏木町藤山一六の一					

青森県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	休 月 日 止
	所 在 地	平川市柏木町藤山一六の一					

青森県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	津軽三育介護サービス株式会社	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	休 月 日 止
	所 在 地	南津軽郡田舎館村大字川部字上二田一三〇の一					

青森県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類			
株式会社民友薬品	弘前市大字宮一丁目一の一五	居宅療養管理指導	みんゆう調剤薬局 榎野店	弘前市大字榎野二丁目一三の二五	平成二四・三・二四
"	"	"	みんゆう調剤薬局 堅田店	弘前市大字宮三丁目三の二	三・四・二五
"	"	"	みんゆう調剤薬局 イトイヨーカドー店	弘前市大字駅前三丁目二の一	三・九・三三
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二の二	"	アイセイ薬局 岬台店	八戸市岬台二丁目六の一	二六・九・三〇
"	"	"	アイセイ薬局 白山台店	八戸市東白山台三丁目二〇の七	"
株式会社ビリーブケア	青森市長島三丁目一の一熊号	訪問介護	ビリーブ八戸ケアセンター	八戸市類家四丁目八の一	二六・二〇・三三
株式会社グート	八戸市新井田西三丁目一八の四リバースワンD	"	アクティフホームライフ 田面木	八戸市大字田面木字外久保一三の二の一	"
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	"	社会福祉法人平川市社会福祉協議会 碓ヶ業所 訪問介護事業	平川市碓ヶ関三笠山一三〇の一	二六・九・三〇

青森県告示第百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地	介護予防の種類			
株式会社民友薬品	弘前市大字宮一丁目一の一五	介護予防居宅療養管理指導	みんゆう調剤薬局 堅田店	弘前市大字宮三丁目三の二	平成二四・三・二五
"	"	"	みんゆう調剤薬局 イトイヨーカドー店	弘前市大字駅前三丁目二の一	三・九・三三
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二の二	"	アイセイ薬局 岬台店	八戸市岬台二丁目六の一	二六・九・三〇
"	"	"	アイセイ薬局 白山台店	八戸市東白山台三丁目二〇の七	"
株式会社ビリーブケア	青森市長島三丁目一の一熊号	介護予防訪問介護	ビリーブ八戸ケアセンター	八戸市類家四丁目八の一	二六・二〇・三三
株式会社グート	八戸市新井田西三丁目一八の四リバースワンD	"	アクティフホームライフ 田面木	八戸市大字田面木字外久保一三の二の一	"
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	"	社会福祉法人平川市社会福祉協議会 碓ヶ業所 訪問介護事業	平川市碓ヶ関三笠山一三〇の一	二六・九・三〇

青森県告示第百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

より告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		変更前		変更後	
名称	居宅介護支援事業者	合同会社オウル	株式会社あうら	居宅介護支援センター長苗代	居宅介護支援センターあつら八戸
主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	八戸市大字十日市字長根一丸の九	青森市幸畑二丁目六の一〇	八戸市大字長苗代字元木一三の一	八戸市類家五丁目二五の一
名称	居宅介護支援事業所	介護支援事業所ふくろつの杜	居宅介護支援センター長苗代	八戸市大字長苗代字元木一三の一	八戸市類家五丁目二五の一
所在地	所在地	八戸市吹上一丁目八の三一東誠会館一階	八戸市大字長苗代字元木一三の一	八戸市大字長苗代字元木一三の一	八戸市類家五丁目二五の一
変更年月日	変更年月日	平成二〇一〇年三月一日	平成二〇一〇年三月一日	平成二〇一〇年三月一日	平成二〇一〇年三月一日

青森県告示第百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	居宅介護事業者の種類	名称	居宅介護事業所	休止年月日
主たる事務所の所在地	居宅介護事業所	居宅介護事業所	名称	居宅介護事業所	休止年月日

社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	訪問入浴介護	社会福祉法人平川市社会福祉協議会平賀事業所	平川市柏木町藤山一六の一	平成二〇一〇年三月一日
------------------	--------------	--------	-----------------------	--------------	-------------

青森県告示第百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	休止年月日
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人平川市社会福祉協議会平賀事業所	平川市柏木町藤山一六の一	平成二〇一〇年三月一日

青森県告示第百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活

社会福祉法人 平川市社会福 祉協議会	平川市柏木町 藤山一六の一	"	社会福祉法人 平川市社会福 祉協議会 関訪問介護事 業所	平川市碓ヶ関 三笠山一〇〇 の一	二六・九三〇
--------------------------	------------------	---	------------------------------------------	------------------------	--------

青森県告示第百一十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人 恵生会	三戸郡南部町大字 大向字仙ノ木 平三一の一	三老居宅介護支 援センター	三戸郡南部町大字 大向字仙ノ木 平三一の一	平成 二六・六三〇

青森県告示第百一十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市大畑町四ツ谷八の三七

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢一・二の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 東津軽郡平内町大字狩場沢字堀差一七一の二三
 - 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する

要件に適合すると認めただので、同条第五項において準用する同法第五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
むつ市大畑町釣屋浜一三 野中 美津也	大畑町区域	大畑町漁業協同組合の地区	総トン数十トン未滿の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業	
むつ市大畑町湊村一三四 浜本 力蔵	新深浦町第六区域	新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字月屋、大字船作、大字沢辺、大字石崎、大字正道房、大字森山及び大字松神の区域	たい・ぶり定置漁業	

青森県告示第百十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十九年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
 三沢市緑町一丁目四の三
 熊野 千也
- 二 指定年月日
 平成二十九年二月十日

三 売りさばき場所
三沢市谷地頭二丁目一九五の五

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭